

安全で安心なまちづくりに関する提言

～ 安全で安心して暮らせるまち「宇都宮」を目指して ～

平成17年1月

宇都宮市安全で安心なまちづくり懇談会

はじめに

近年のわが国における犯罪件数の急増と多様化の傾向は、宇都宮市においても同様で、市民の安全に対する不安感を増大させており、日常生活における「安全・安心」の確保が大きな関心事になっています。

こうした状況の中、昨年5月、市民が安全で安心して暮らすことのできる犯罪に強いまちづくりを実現するため、各界各層からの17名による懇談会が設置されました。

懇談会では、6回にわたり、多面的な視点から積極的な議論を重ねた結果、安全で安心なまちづくりについては、警察のみならず、市、市民、事業者等がより良く連携し一体となり、防犯活動や防犯に配慮した環境づくりなど、犯罪のないまちづくりへの取組を展開することが、現在の課題であると捉えました。

今後、取り組むべきものとして、本提言書に取りまとめたところではありますが、更に、安全で安心なまちづくりの実現に向けて各界で議論を一層深めていただくことを期待しているところでもあります。

市民一人ひとりがたゆまぬ努力を行い、安全で安心して暮らせるまち「宇都宮」を将来の世代に引き継ぐことができるよう、この提言書の趣旨を踏まえ、早急に必要な取組を進めていくことを強く願いたします。

平成17年1月24日

宇都宮市安全で安心なまちづくり懇談会

会 長 杉 原 弘 修

目次

ページ

1	本市における犯罪の現状	
(1)	犯罪の発生状況	1
(2)	犯罪に対する市民の意識	2
(3)	犯罪増加の要因	2
2	安全で安心なまちづくりの実現に向けて	
(1)	取組の考え方	3
(2)	取組への課題	4
3	安全で安心なまちづくりに向けた今後取り組むべき方策	
(1)	意識啓発の実施	5
(2)	教育の実施	6
(3)	地域の連帯感の醸成	6
(4)	自主防犯活動の促進	6
(5)	防犯に配慮した都市環境づくり	7
(6)	推進体制の整備	7
4	法的な整備	
(1)	条例の必要性	7
(2)	条例に盛り込むべき事項	8
5	実効性のある施策の推進について	8
	おわりに	9

参考資料

1	これまでの経過	10
2	懇談会委員名簿	11
3	安全・安心まちづくりに関する意識調査	12

(平成16年3月宇都宮市で実施)

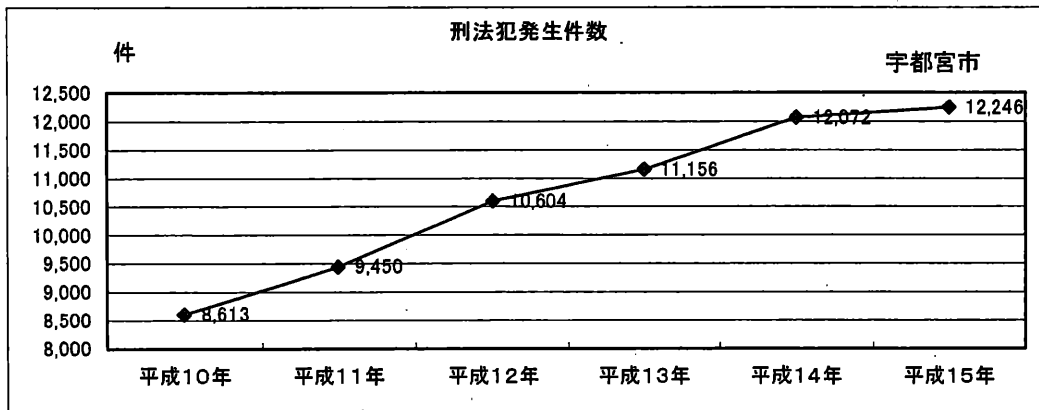
1 本市における犯罪の現状

全国的に治安が悪化している中、本市においても例外ではなく、刑法犯の発生件数（警察に届出があったもので、交通関係の業務上過失致死傷罪を除く。）が年々増加傾向にある。特に、空き巣やひったくりなど、身近な場所で発生する犯罪が増えており、市民の安全に対する不安感が増大している。

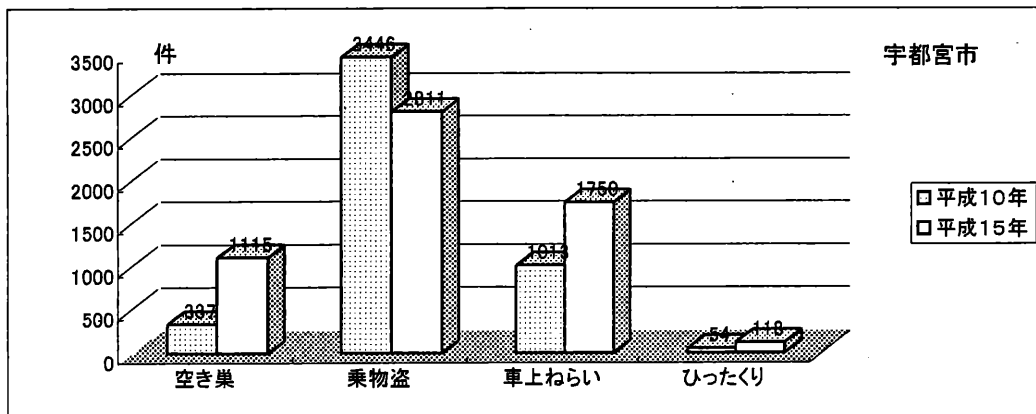
(1) 犯罪の発生状況

刑法犯発生件数（警察に届出があったもの）の推移を見ると、平成10年の8,613件から、平成15年には12,246件と1.4倍に増加している。内容的には、5年前と比較して、凶悪犯罪が約2.5倍、窃盗犯罪が1.2倍となっている。特に、窃盗犯罪のうち、空き巣が3.3倍と大幅に増加している。

① 刑法犯発生件数（警察に届出があったもの）



② 身近な犯罪の発生件数（警察に届出があったもの）



(2) 犯罪に対する市民の意識

平成16年3月に市が実施した、身近な犯罪に対する考えや地域における防犯活動の取組状況などについての*意識調査によると、「犯罪に遭うのではないかと不安を感じているか」の質問について、89.5%が不安を感じると答えており、実際に肌で感じる体感治安が悪化していることがうかがえる。

不安を感じる犯罪としては、「空き巣」が最も多く、次に「車上ねらい」、「詐欺(悪質商法など)」、「ひったくり」、「自転車盗」など、身近なところで発生する犯罪に強い不安を感じている。

更に、必要な取組としては、行政においては、「防犯灯や街路灯の整備」、「道路や公園等の暗がりをなくす」などが多く、地域の取組としては、「一人ひとりの防犯意識を高める」、「地域のつながりを強くする」などを求めている。

※「安全・安心まちづくりに関する意識調査」・・・参考資料 3

市内の20歳以上80歳未満の市民3,000人を対象

(回答1,298人, 回答率42.3%)

(3) 犯罪増加の要因

なぜ犯罪が発生するのか、多発するに至ったのかについては、一概には言えないが、犯罪多発の背景にあるものとして、次に挙げるような要因が考えられる。

ア 地域社会の一体感・連帯意識の希薄化

都市化や情報化の進展に伴うライフスタイルの変化、更には、少子化、核家族化などの社会状況の変容により、近隣と接触する機会が減少し、周囲に対し無関心になってきていることが、犯罪抑止機能の低下に繋がってきていると考えられる。

イ 遵法意識・遵法精神の低下

公共の場所での振る舞いをわきまえない、人の迷惑を考えないなどといった、社会規範の意識の希薄化が問題となっているが、これらを根底とした遵法意識・遵法精神の著しい低下が、犯罪増加の一要因になっていると考えられる。

ウ 犯罪の実行を容易にする社会環境の出現

インターネットの普及やモータリゼーションの発達、グローバル化の進展等が、犯罪の増加やその態様の変化に影響を与え、犯罪の取り巻く環境をより複雑にした社会環境を作り出している。

エ 未成年を取り巻く環境の変化

平成15年の統計では、空き巣、自転車盗などの「身近な犯罪」で検挙、補導された少年の総数に占める割合は7割と、過去10年間で最も多く、少年の非行や問題行動は、年々深刻化する状況にある。この要因として、子どもへの生活規律や社会ルールなど健全に育成する教育力の低下とともに、学校・家庭・地域との連携・協力体制が十分に機能していないことや深夜営業店の増加など、未成年を取り巻く環境の変化などが考えられる。

オ 生命の尊さに対する意識の低下

「生きている」という自覚の希薄さや、人を物としか見ないといった風潮が、今日、様々な社会問題や犯罪を生みだしている。それらの背景には、命についてゲームのように自在にコントロールできるというような、一人ひとりの「命」の尊さ、重みを感じない傾向が根底にあるのではないかと考えられる。

カ 長引く不況による経済情勢の悪化

経済情勢の悪化に伴う失業者や不就労者の増加、雇用に対する不安、生活の困窮なども犯罪が増加している背景事情になっていると考えられる。

2 安全で安心なまちづくりの実現に向けて

(1) 取組への考え方

犯罪を防止し、治安の回復を進めるためには、警察による検挙率の向上が何より重要であることは、論をまたないが、日常の安全で快適な生活の確保は、決してそれのみで得られるものではない。

今後は、市民一人ひとりが犯罪に遭うことなく安全で安心して暮らせるように、市、市民、事業者、警察等がより良く連携し一体となって、安全で安心して暮らせるまち「宇都宮」の実現、「安全で安心な地域社会（身近な地域）の創造」に向け継続的に取組が実行できる仕組みづくりを考えていく必要がある。

(2) 取組への課題

犯罪の増加傾向に歯止めをかけ、誰もが安全で安心して暮らしていくためには、市や警察等関係機関はもとより、市民・事業者等が犯罪抑止に対する各々の役割を明確にするとともに、互いに理解・認識し、連携協力した取組を推進していくことが重要である。

ア 市、市民、事業者がそれぞれの責務を果たす

【意識啓発・教育】

地域における犯罪抑止機能を向上するためには、市民一人ひとりが、「自分たちのまちは自分で守る」という意識を強く持ち、自己啓発に努め、個人や家庭、コミュニティにおいて、主体的な取組を進める必要がある。

しかしながら、意識調査にもあるように、犯罪に遭うのではないかと不安が強いものの、犯罪が増加しているという具体的な危機感が弱く、また、「防犯は警察がやること」という意識も根強いと考えられる。

そこで、市民が防犯を強く意識するためには、必要な情報の提供・共有の仕組みを整えるなどの意識啓発の取組が必要である。

また、生命の尊さや大切さ、社会のきまりを守るという、犯罪抑止のための基本的なしつけや教育については、家庭や地域、学校等がそれぞれの機会をとらえ推進していく必要がある。

【都市環境づくり】

安全で安心なまちづくりのためには、都市の形状等の物理的な環境を改善し、構造面からもまた、住民の目の行き届いたまちづくりを推進する必要がある。

そのためには、戸建て住宅やマンション等における防犯への配慮と共に、事業所、更には道路・公園・学校などについても防犯環境設計の視点からの整備や維持管理が求められ、事業主や市民の主体的な参加のもと、それぞれの施設管理主体による犯罪を起しにくい構造の確保や機能整備などへの配慮を進める必要がある。

イ 市民協働による密接な連携した取組

【ネットワークの構築】

犯罪の防止は、これまで警察中心の取組として進められてきたが、今後は、未然防止を主とした多様な主体による取組の一層の強化が求められる。

現在、市内においては、防犯に関する活動を行う地縁組織やボランティアが増えつつあり、これからは、防犯に係る各機関や団体が連携や協力、情報の共有化を図るための効果的かつ継続性のあるネットワークの構築をする必要がある。

ウ 良好なコミュニティ（地域社会）の形成

【コミュニティ形成・自主活動促進】

これまで地域では、日常の近所づきあい、一斉清掃など互助により、密接な人間関係や地域の連帯感が築かれてきた。

しかし、地域社会が変容し、人間関係が希薄化しつつある今日、犯罪の未然防止に最も効果的なのは、住民が常に地域に目を向けている良好なコミュニティの形成と、地域が一体となった取組である。そのためには、住民の積極的な参加と関係機関の支援が必要である。

3 安全で安心なまちづくりに向けた今後取り組むべき方策

増加する犯罪を抑止し、市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するために、次にあげる6つの基本的施策の方向をもとに、市、市民、事業者、警察等が一体となった実効性の高い具体的な取組を進めるべきである。

そのためには、それぞれの主体が、現在実施している既存事業の充実・強化とともに、今後の取組を計画的かつ継続的に進めることが必要である。

なお、取組にあたっては、犯罪弱者（障害者、高齢者、子ども、女性等）に十分配慮していくことが重要である。

（1）意識啓発の実施

犯罪の未然防止には、市民一人ひとりが自分自身の問題として捉えるとともに、自分のまちを守るという意識を強く持つことが重要である。

また、地域によって発生する犯罪が異なるため、その対策についても異なってくる。

そのため、地域住民が犯罪に対して、どのように行動すべきかを認識し、一人ひとりが犯罪のリスクに十分対応できるよう、犯罪の発生情報や防犯対策に関する情報の収集、発信を進めるべきである。更に、防犯対応マニュアルなどの啓発事業の実施など実践行動を促す意識の啓発を図るべきである。

(2) 教育の実施

犯罪が増加傾向にある中で、一人ひとりが法を守る意識を持つことが、犯罪を防止する上での根源的なものである。

そのため、未成年に対する遵法意識の形成を進めるとともに、未成年の手本となるべき大人の遵法意識も更に高めていくことが重要である。

また、「生命の大切さの教育」や「思いやる心の教育」などを、防犯教育の基本と捉え、家庭・地域・学校が連携して教育を実施していくべきである。

更に、参加者が防犯の必要性を体感できるような内容の講習会を実施し、必要な知識や技術の普及をしていくべきである。

(3) 地域の連帯感の醸成

地域活動に無関心な住民が多くなってきている現在、良好なコミュニティこそが、犯罪を未然に防ぐ有効な手段である。

そのため、あいさつ運動の推進や、個人の地域活動への参加の促進、家庭・地域・学校・企業などの地域における連携を密にし、地域コミュニティ活動の活性化を図るべきである。

また、犯罪を未然に防ぐことについて、地域の住民で考え、一人ひとりが防犯を心がけることを通して地域住民全体の連帯感を高めるべきである。

(4) 自主防犯活動の促進

安全で安心なまちづくりに向け「自分たちのまちは自分で守る」という意識の下で、犯罪に強い地域社会を実現するため、地域に根ざした自主活動が活発に行われることが重要である。

そのため、人材の育成とともに防犯活動団体の立ち上げ方や具体的な活動の実施内容、また、活動を行っていく上で事故が起きた場合の保険制度である宇都宮市市民ボランティア活動保険制度の周知など、必要な情報の提供等を進めるとともに、自主的な防犯活動への支援の充実を行っていくべきである。

また、市職員も必要な知識技術を取得し、積極的に地域の防犯活動に参加すべきである。

(5) 防犯に配慮した都市環境づくり

市民生活の安全安心を確保するためには、安全活動の推進など「ソフト」面の対策とともに、公共空間等「ハード」面において犯罪発生の機会を摘むような、防犯に配慮した都市環境づくりの取組が重要である。

そのためには、防犯に配慮した道路、公園、駐車場、自転車駐車場、各種住宅等について、その普及を図るべきであり、特に、頻発する児童生徒等への犯罪防止のため、学校や保育園等の安全確保については十分に配慮するべきである。

そして、これらの取組は、行政のみでなく、市民、事業者、警察等の連携協力のもとに実施し推進していくべきである。

(6) 推進体制の整備

犯罪防止の総合的な施策を推進するには、関係する組織団体等の連携した取組が社会の大きな力となり重要である。

そのため、市行政内部や警察等関係行政機関相互の推進体制の整備を図るべきである。

また、活動事例を発表する場や意見交換する場など関係団体の活動の連携強化や、多様な広報媒体を駆使した防犯情報等の共有化を進め、市、市民、事業者、警察等が、効果的かつ活発に活動できるようなネットワークのシステムづくりを進めるべきである。

4 法的な整備

(1) 条例の必要性

安全で安心な生活の保持は市民の基本的な権利であるとともに、その実現には、警察はもとより市、市民、事業者が、それぞれの義務を果たしながら、一体となり連携協力した協働による取組が求められる。

こうした取組について、全市民がその意義や重要性を認識し、共に考え、行動していくためには、それぞれの役割を明確にすると共に、安全で安心なまちづくりに関する考え方や方策などを盛り込んだ共通のよりどころとなる条例の制定が必要である。

(2) 条例に盛り込むべき事項

盛り込む事項としては、条例の目的、基本理念、市、市民、事業者の責務など、基本的な事項のほか、安全で安心なまちづくりについて実施すべき施策で、基本的、普遍的と考えられるものとして

- ・意識啓発の実施
- ・未成年者の保護
- ・遵法意識の向上
- ・安全教育の実施
- ・良好な地域社会の形成
- ・人材の育成
- ・自主的な活動に対する支援
- ・学校における生徒の安全の確保
- ・通学路等における生徒等の安全の確保
- ・犯罪の防止に配慮した道路等の普及
- ・推進体制の整備 などが挙げられる。

これらを盛り込むにあたっては、市民一人ひとりが安全で安心して暮らすための基本的な権利と義務のバランスを考え、継続的、かつ実効性の高いものとする条例であることが望ましいと考える。

5 実効性のある施策の推進について

条例をより実効性あるものとするためには、制定後の計画的・継続的な施策事業の推進が不可欠である。懇談会においてもこれらについて様々な具体的提案がなされてきた。

それらについては、本提言において随所で述べてきたところだが、以下の事項についても、実現に向けた十分な配慮を望むものである。

・事業評価の実施と取組の見直しについて

事業が効果的に推進されていくかを官民ともに評価するシステムを構築すべきである。併せて、取組により効果的改善がみられない場合、規制強化等も視野に入れその見直しを図るべきである。

おわりに

私たちは、安全で安心なまちづくりを実現するために必要な方策を検討し、提言としてまとめましたが、これははじめの一步に過ぎません。今後、各種の取組が自主的、自立的に展開していき、継続していくことを求めています。

そのようなことから、これらの取組を行うにあたり、これらの提言の趣旨を踏まえて、早急に必要な取組を進めていくことを強く願ひ報告いたします。

参考資料

1 これまでの経過

「宇都宮市安全で安心なまちづくり懇談会」の開催状況

【第1回懇談会】

- ・日 時 平成16年5月27日(木) 14時～16時
- ・場 所 宇都宮市役所14D会議室
- ・議 題 宇都宮市における安全で安心なまちづくりについて

【第2回懇談会】

- ・日 時 平成16年7月2日(金) 13時30分～15時30分
- ・場 所 宇都宮市役所14D会議室
- ・議 題 安全で安心なまちづくりの効果的な方策について

【第3回懇談会】

- ・日 時 平成16年8月26日(木) 14時～16時
- ・場 所 宇都宮市役所14D会議室
- ・議 題 安全で安心なまちづくりの効果的な方策について

【第4回懇談会】

- ・日 時 平成16年9月30日(木) 14時～16時
- ・場 所 宇都宮市役所14D会議室
- ・議 題 条例に盛り込む事項について

【第5回懇談会】

- ・日 時 平成16年11月30日(火) 14時～16時
- ・場 所 宇都宮市役所14D会議室
- ・議 題 「宇都宮市安全で安心なまちづくり懇談会」提言(案)について

【第6回懇談会】

- ・日 時 平成17年1月18日(火) 13時30分～15時30分
- ・場 所 宇都宮市役所14C会議室
- ・議 題 「安全で安心なまちづくりに関する提言書(案)」について

2 懇談会委員名簿

1	上野 節子	栃木県消費者リーダー連絡会宇都宮支部長
2	大根田 倭之	宇都宮市自治会連合会理事
3	大堀 導子	宇都宮保護区保護司会理事
4	加藤 眞早代	公募
5	香取 保男	栃木県建築士会宇都宮支部理事
6	鎌倉 三郎	宇都宮市青少年育成市民会議会長
7	笹野 美江子	宇都宮市民生委員児童委員協議会副会長
8	佐藤 六夫	宇都宮市老人クラブ連合会会長
9	杉田 明子	栃木県弁護士会弁護士
10	杉原 弘修	宇都宮大学国際学部教授
11	田崎 真光	宇都宮市PTA連合会副会長
12	辻 博明	宇都宮商工会議所議員
13	寺崎 保史	宇都宮中央地区防犯協会会長
14	中村 明美	ウイメンズハウスとちぎ代表
15	原沢 志壽於	公募
16	平野 浩之	栃木県警察本部生活安全部生活安全企画課企画係長
17	松本 カネ子	宇都宮市少年補導員会副会長

(50音順)

3 安全・安心まちづくりに関する意識調査

I 調査の概要

1 調査目的

この調査は、安全で安心なまちづくりを推進するに当たり、身近における犯罪発生の状況、地域における防犯に関する取組状況などを把握するため実施した。

2 調査項目

- (1) 宇都宮市の印象について
- (2) 地域との関わりについて
- (3) 地域の犯罪について
- (4) 地域の防犯活動等について
- (5) 防犯の取組について

3 調査設計

- (1) 母集団
市内の満20歳以上80歳未満の男女
- (2) 標本集
3,000人
- (3) 標本抽出方法
年齢別, 居住地別に無作為抽出
- (4) 調査方法
郵送法
- (5) 調査時期
平成16年3月1日～同年3月31日

4 回収結果

有効回収数(率) 1,298人(43.3%)

5 標本構成

(1) 性別

性別	回答数	率(%)
男性	544	41.9
女性	740	57.0
不明	14	1.1
計	1,298	100.0

(2) 年齢別

年齢	回答数	率 (%)
20歳代	117	9.0
30歳代	149	11.5
40歳代	210	16.2
50歳代	239	18.4
60歳代	292	22.5
70歳代	278	21.4
不明	13	1.0
計	1,298	100.0

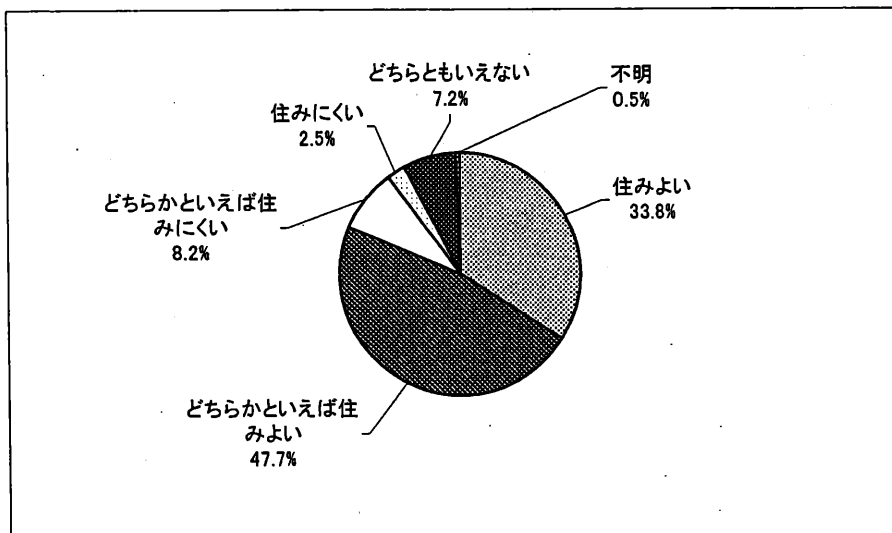
(3) 性・年齢別

男性			女性		
年齢	回答数	率 (%)	年齢	回答数	率 (%)
20歳代	40	7.3	20歳代	77	10.4
30歳代	51	9.4	30歳代	98	13.3
40歳代	80	14.7	40歳代	130	17.6
50歳代	93	17.1	50歳代	146	19.7
60歳代	132	24.3	60歳代	160	21.6
70歳代	147	27.0	70歳代	128	17.3
不明	1	0.2	不明	1	0.1
計	544	100.0	計	740	100.0

II 調査結果の概要

1 宇都宮市の印象について【問1】

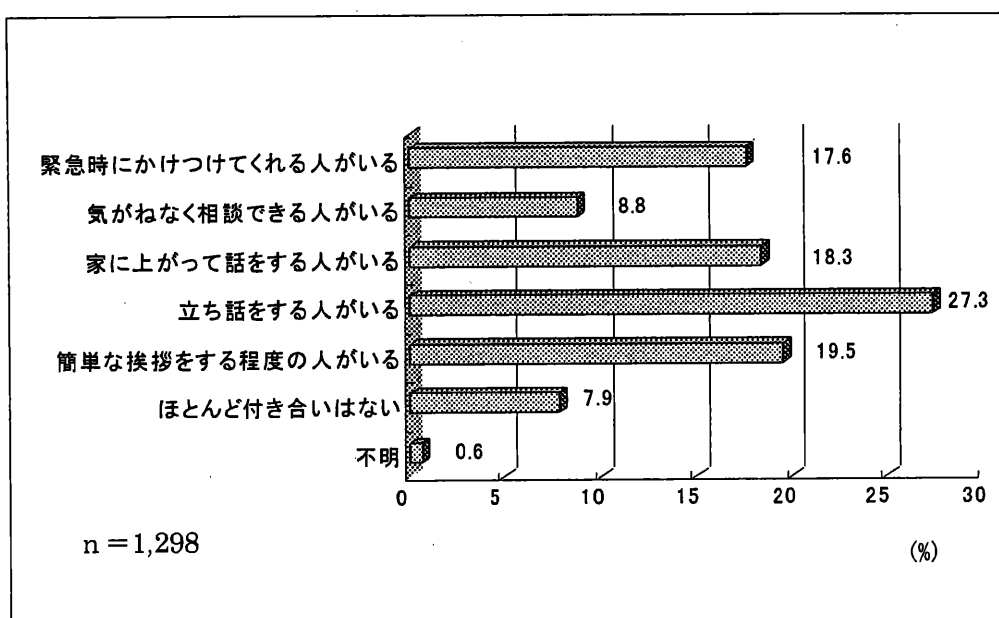
宇都宮市が住みよいまちであると聞いたところ、住みよいが81.5%（住みよい33.8%+どちらかといえば住みよい47.7%）で、住みにくいのが10.7%（住みにくい2.5%+どちらかといえば住みにくい8.2%）を大きく上回っている。



2 地域との関わりについて

(1) 地域における人付き合いの程度について【問2】

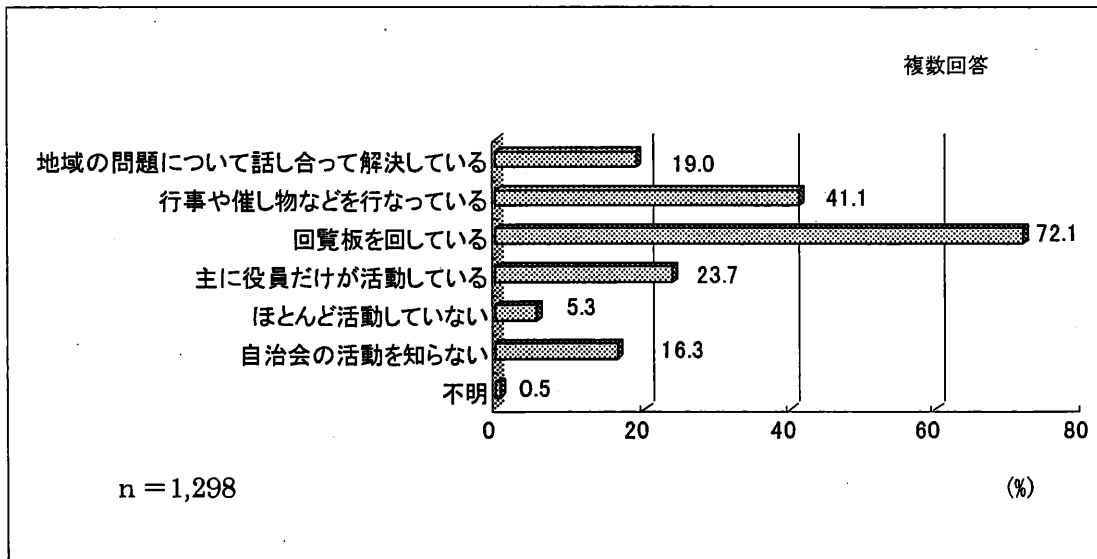
住んでいる地域での人付き合いの程度をきいたところ、地域ではほとんど人付き合いがないという回答が7.9%あった。



※nは回答者数

(2) 自治会の活動状況に関する認識について【問3】

住んでいるところの自治会の活動状況を聞いたところ、16.3%の人は自治会の活動を知らないと回答した。

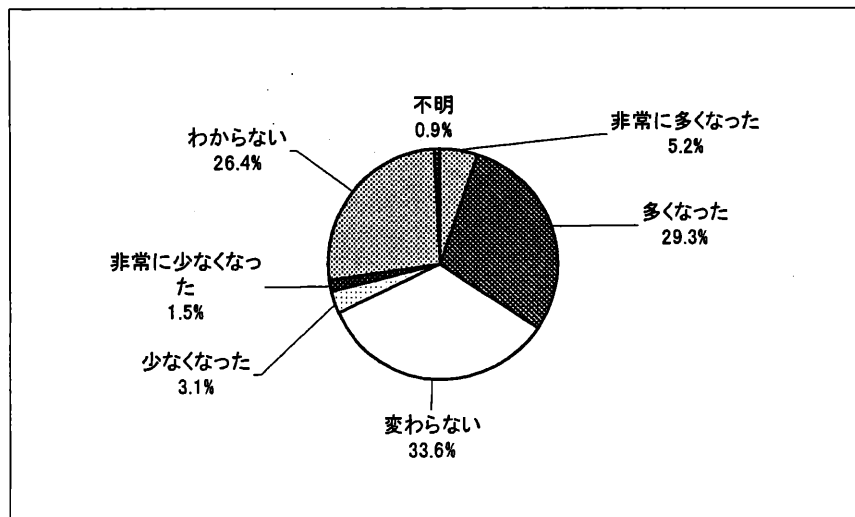


3 地域の犯罪について

(1) 過去2, 3年における犯罪の発生状況について【問4】

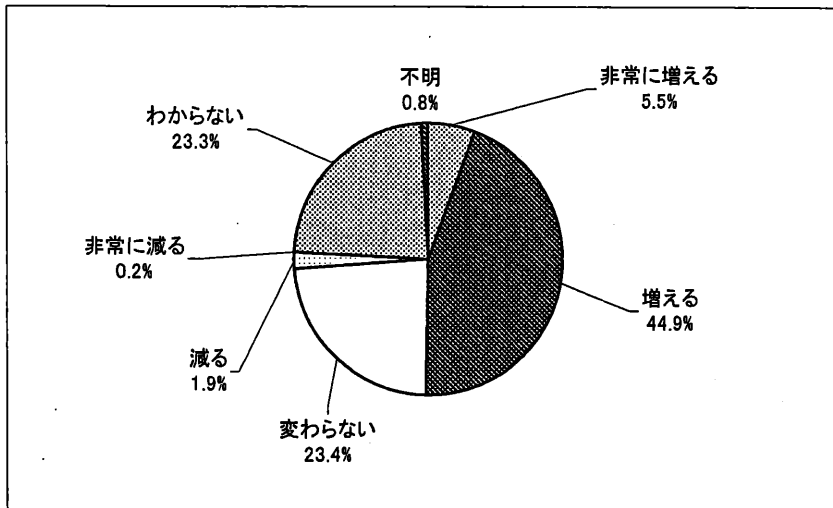
住んでいる地域で、過去2, 3年の間に犯罪の発生状況はどうか聞いたところ、多くなったが34.5% (非常に多くなった5.2% + 多くなった29.3%) で、そのほぼ同数の33.6%は変わらないであった。

また、26.4%は分からないと回答した。



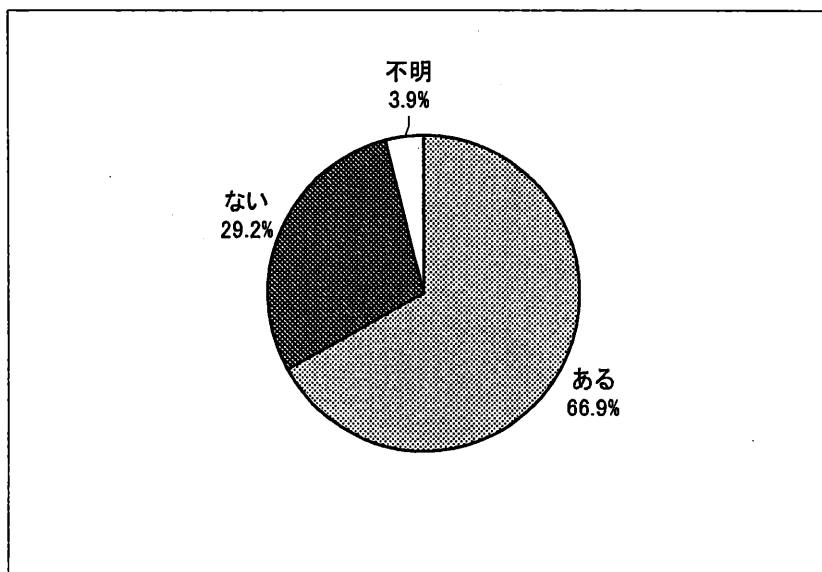
(2) 2, 3年後の犯罪の発生状況について【問5】

これから2, 3年先の犯罪発生状況をきいたところ、増えるとの回答が50.4%（非常に増える5.5%+増える44.9%）であった。

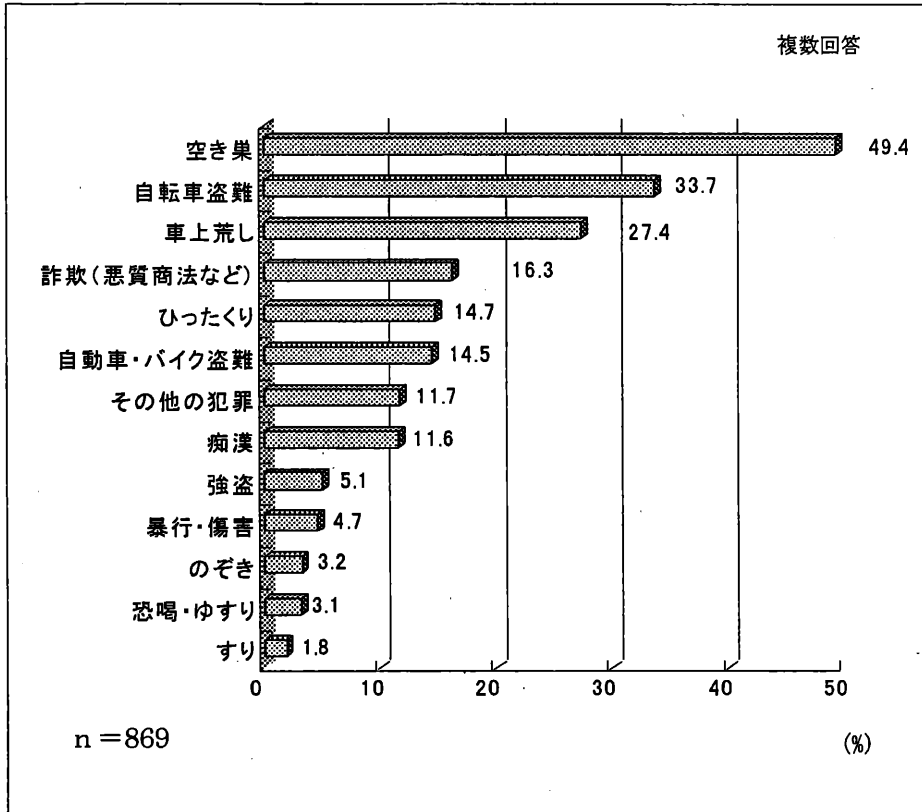


(3) 1年以内における犯罪被害の認知について【問6】

ア 過去1年以内において、住んでいる地域で、自身が犯罪にあたり、犯罪のあったことを見聞きしたことがあるか聞いたところ、66.9%はあると回答した。

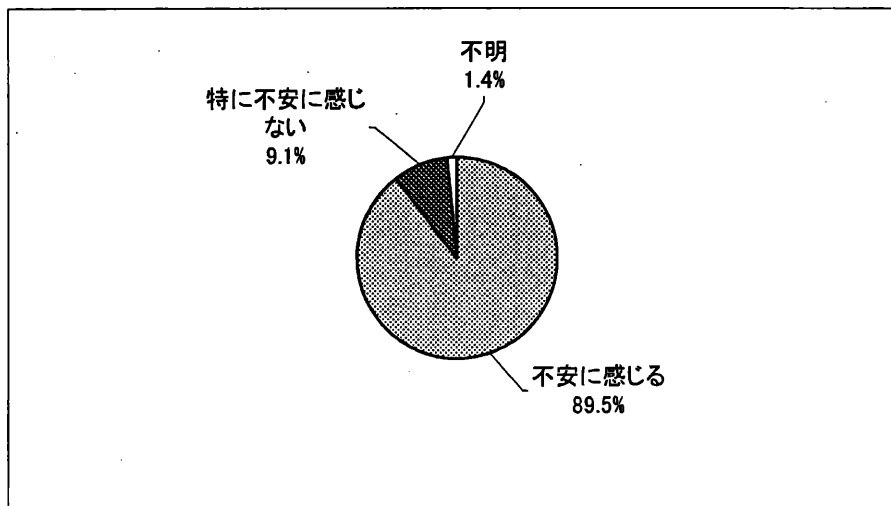


イ アにおいてあると回答した者に、それはどういった犯罪であったか聞いたところ、空き巣が49.4%で最も多く、次いで自転車の盗難が33.7%、車上荒しが27.4%であった。

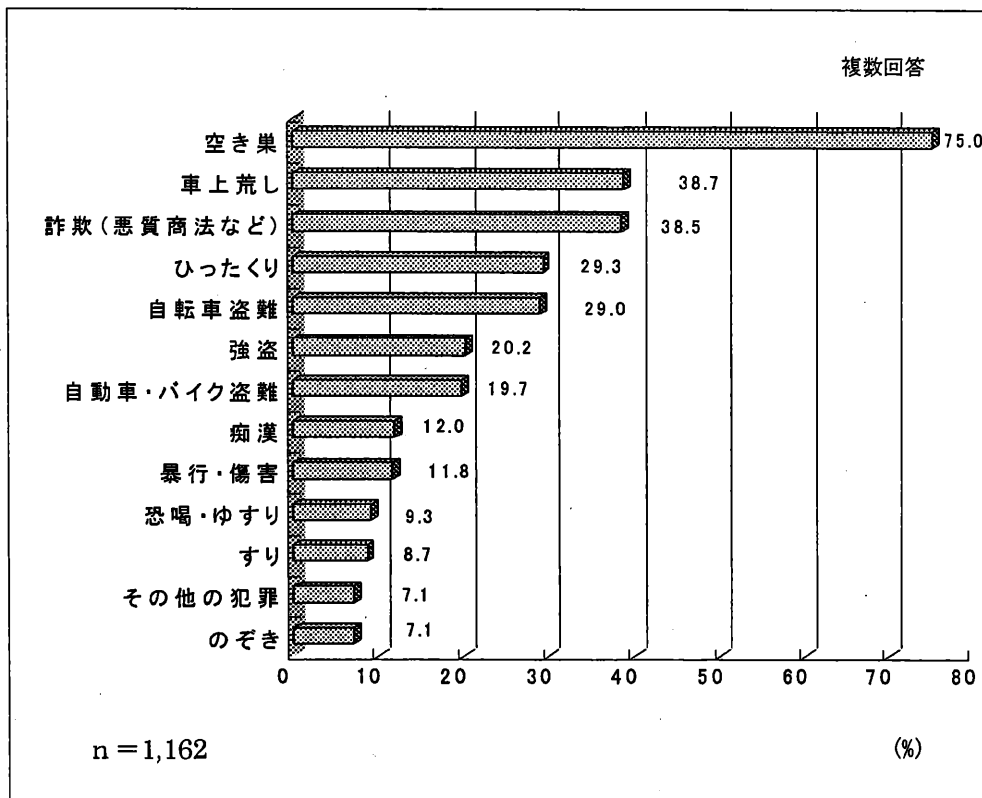


(4) 不安を感じる犯罪について【問7】

ア 日頃、被害に遭うのではないかと不安に思う犯罪を聞いたところ、まず、不安を感じている割合は89.5%であった。

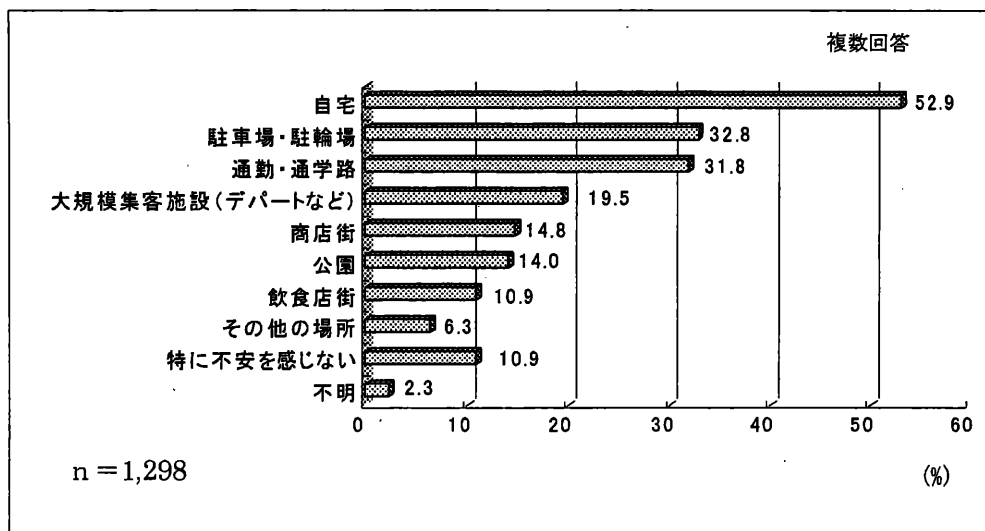


イ 被害に遭うのではないかと不安に感じている犯罪については、空き巣が最も多く、75.0%であった。



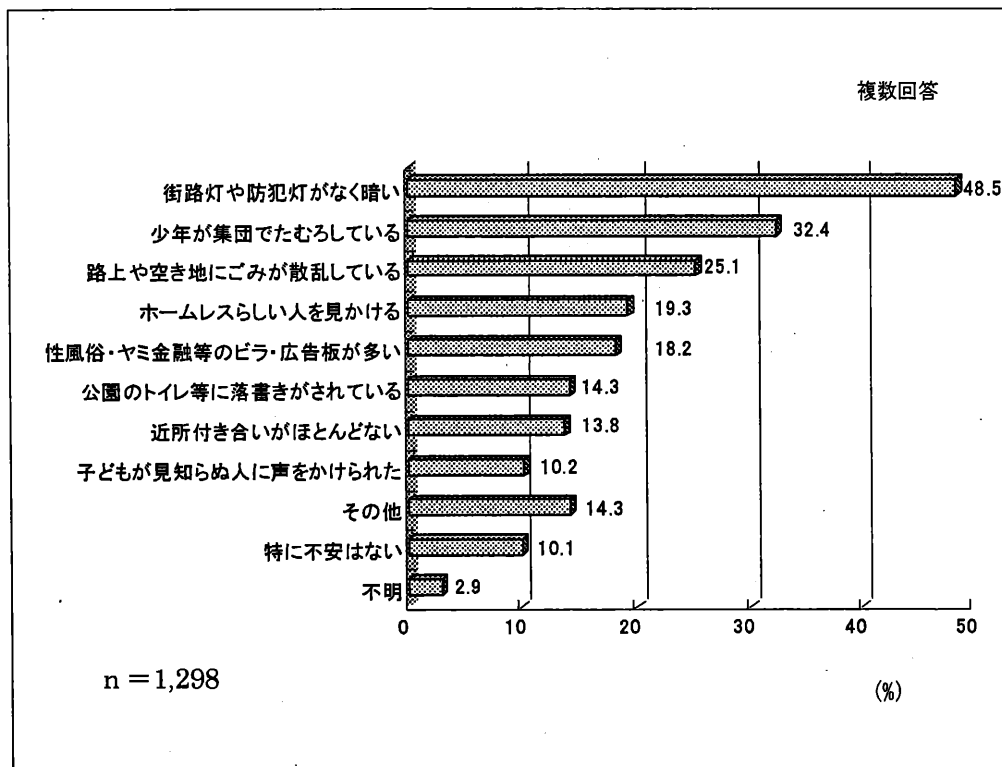
(5) 不安を感じる場所について【問8】

どのような場所で犯罪の被害に遭うか、不安を感じる場所を聞いたところ、自宅が52.9%で最も多く、次いで駐車場・駐輪場が32.8%、通勤・通学路が31.8%となっている。また、特に不安を感じないと回答した者が10.9%であった。



(6) 不安を感じる理由について【問9】

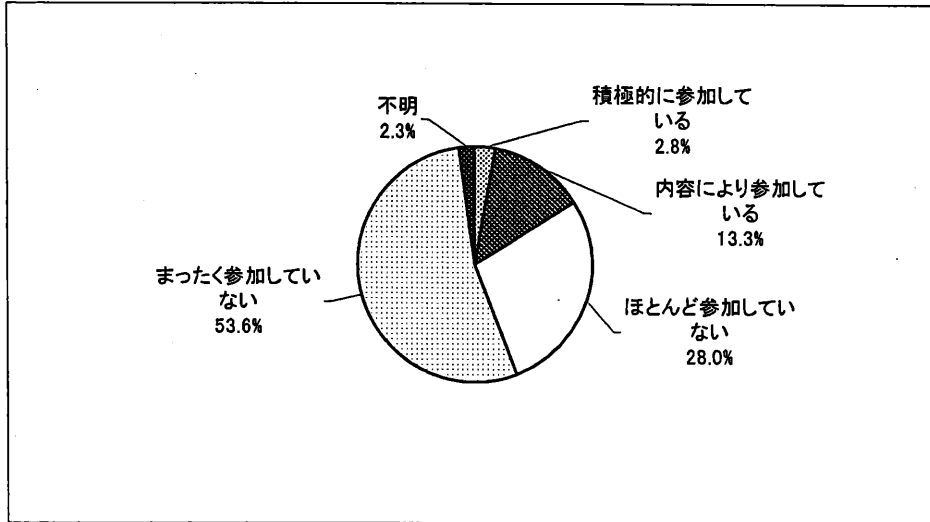
不安を感じる理由について聞いたところ、街路灯や防犯灯がなく暗いとの回答が48.5%で最も多い。路上や空き地にごみが散乱していることについて不安を感じる者が25.1%あった。また、特に不安はないと回答した者も10.1%あった。



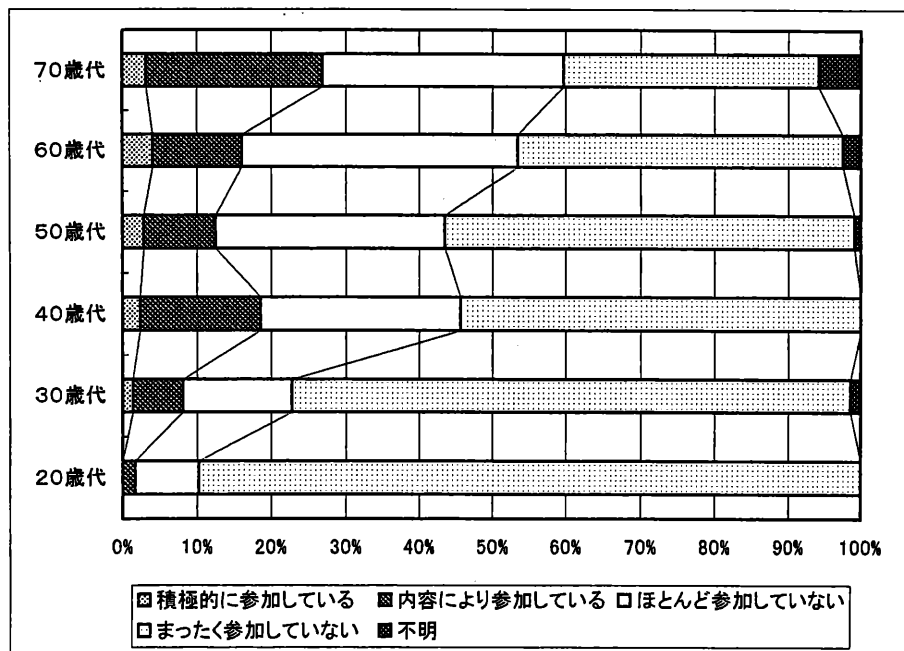
4 地域の防犯活動等について

(1) 防犯活動への参加状況について【問10】

市内の多くの地域では、既に防犯パトロールや有害なビラの除去、落書き消去活動など住民による自主的な防犯活動や非行防止の活動が行なわれているが、こういった活動に参加しているか聞いたところ、まったく参加していないが53.6%で最も多く、参加しているは、16.1%（積極的に参加している2.8%+内容により参加している13.3%）となっている。

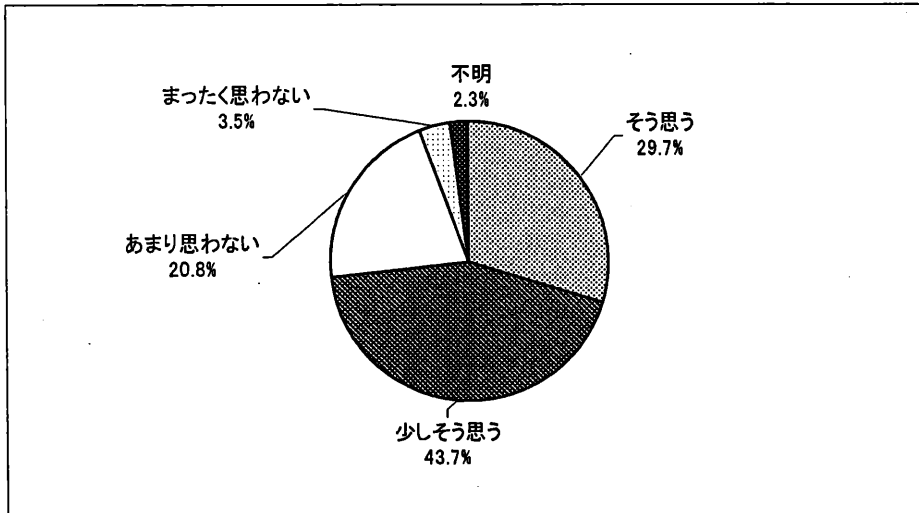


○年齢別

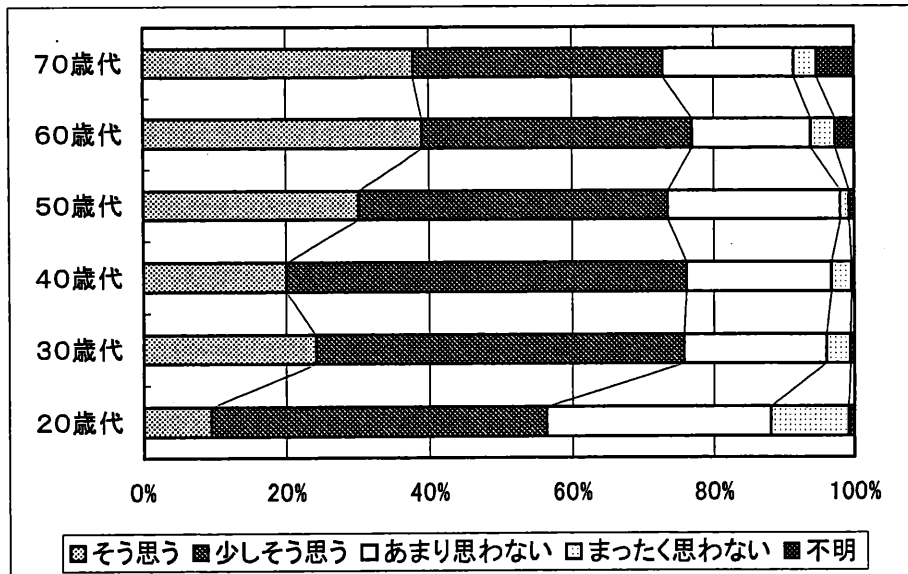


(2) 防犯活動への参加意向について【問11】

今後機会があれば積極的に地域の防犯活動，非行防止活動に関わりたいか聞いたところ，関わりたいと思っている者は，73.4%（そう思う29.7%+少しそう思う43.7%）であった。

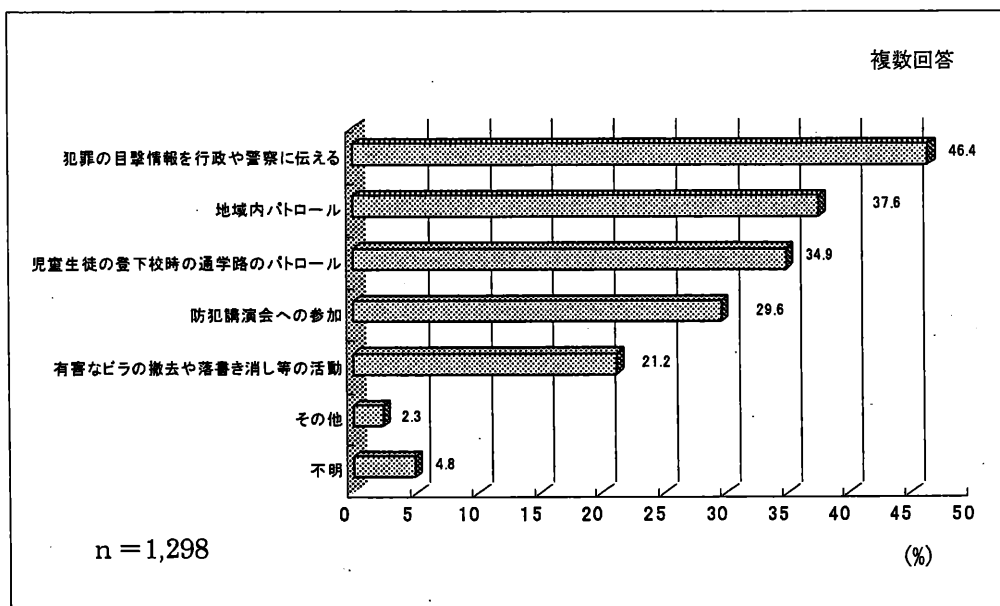


○年齢別



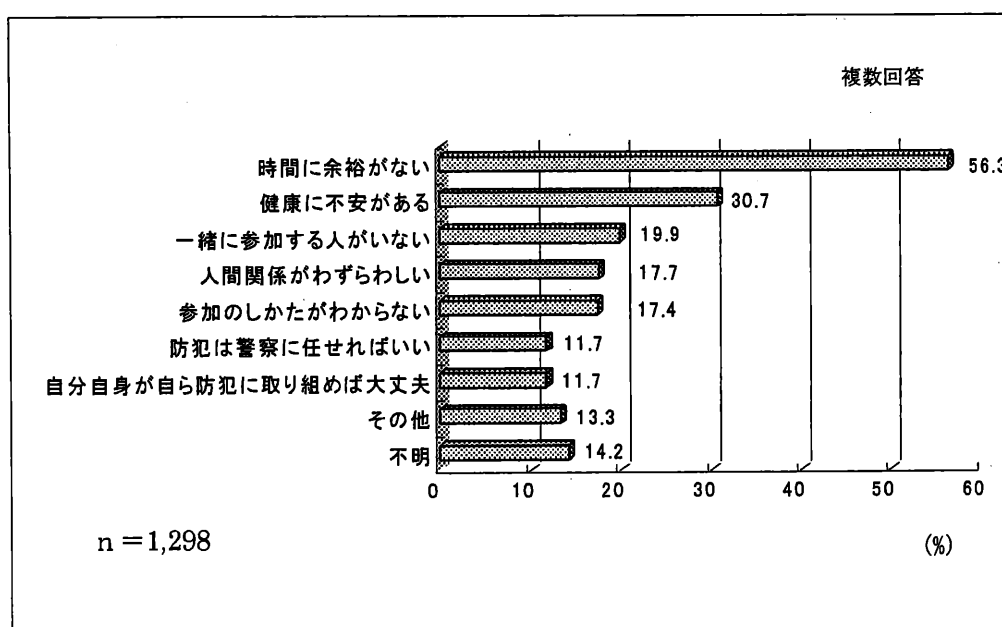
(3) 参加できる防犯活動について【問12】

(2)においてそう思うと少しそう思うと回答した者に対し、どのような活動であれば参加したいと思うか聞いたところ、犯罪の目撃情報を行政や警察に伝えるが 46.4%で最も多く、次いで地域内のパトロールが37.6%、生徒児童の登下校時の通学路のパトロールが34.9%となっている。



(4) 参加できない理由について【問13】

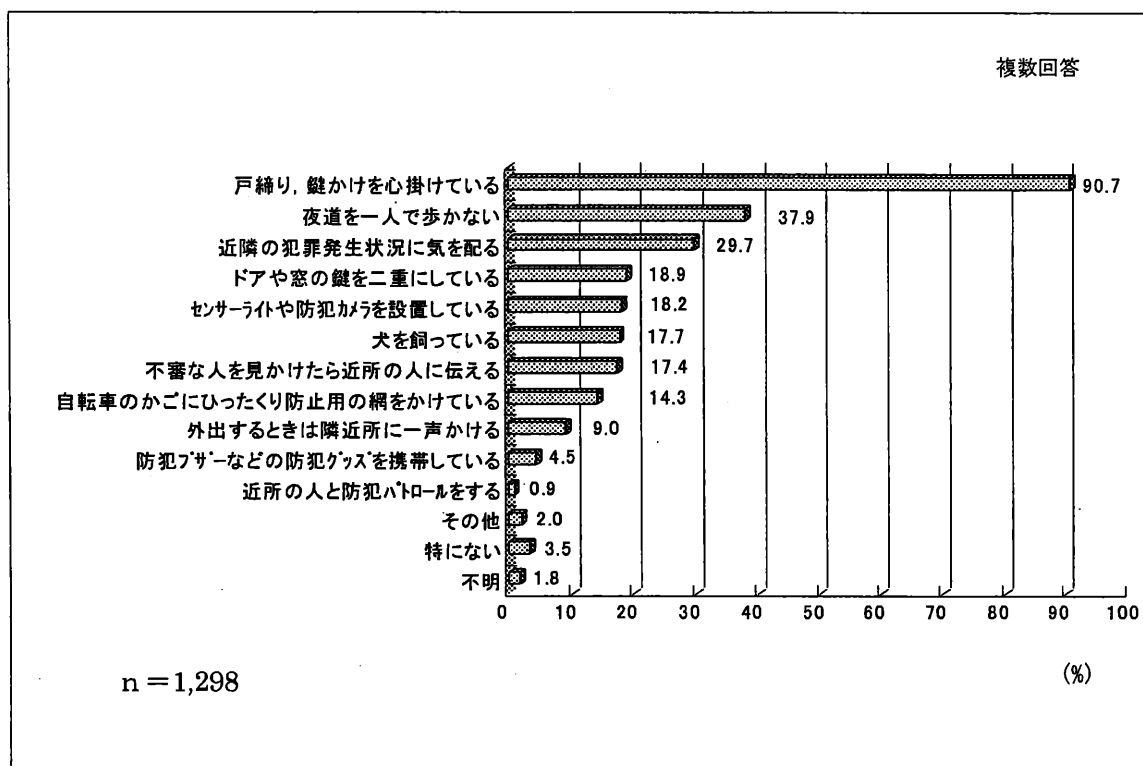
(2)において、あまり思わないとまったく思わないと回答した者に対し、参加できない理由を聞いたところ、時間に余裕がないが56.3%であった。



5 防犯の取組について

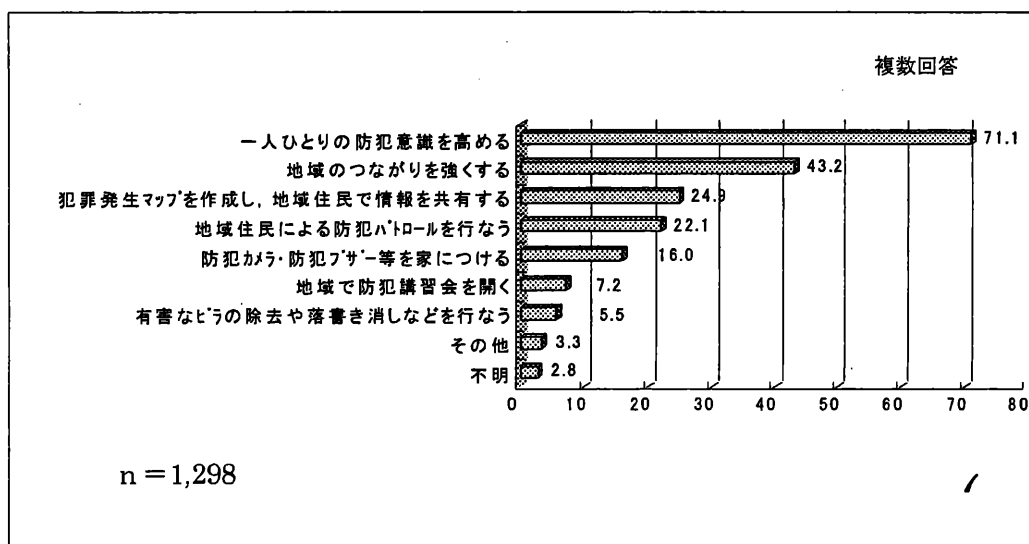
(1) 現在取り組んでいることについて【問14】

犯罪に遭わないため取り組んでいることを聞いたところ、戸締り・かぎかけを心掛けているが90.7%で最も多く、次いで夜道を一人で歩かないが37.9%、近隣の犯罪発生状況に気を配るが29.7%となっている。



(2) 地域における必要な取組について【問15】

犯罪や事故のない安全で安心なまちをつくるために必要な地域での取組について聞いたところ、一人ひとりの防犯意識を高めるが71.1%と最も多く、次いで地域のつながりを強くするが43.2%となっている。



(3) 市（行政）に望む取組について【問16】

防犯活動について市に望むことを聞いたところ、防犯灯や街路灯の整備が68.3%で最も多く、次いで道路や公園等の暗がりなくす37.4%であった。

